



事 務 連 絡
平成26年11月21日

各都道府県鳥獣行政担当部局長 殿

環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護業務室長

野鳥における高病原性鳥インフルエンザの監視の徹底について

今般、千葉県のカモ類糞便において、高病原性の鳥インフルエンザウイルス(H5亜型)であることが判明した旨報告がありました。

11月13日の鳥根県安来市での発生も踏まえ、国内複数箇所での発生となることから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(以下マニュアル)に基づき、現在実施している野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルを「対応レベル3」に引き上げます。監視体制の強化や異常が認められた場合の対応等について、万全を期されるよう先般お願いしたところですが、目下の情勢を踏まえ、その徹底につきよろしくお願いいたします。

また、貴都道府県において、鳥インフルエンザに係る情勢の変化が見られた場合には、夜間・休日を問わず、速やかに当方までお知らせくださるようお願いいたします。

自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室
担 当:堀内鳥獣保護管理企画官、
根上専門官、山崎係長
直 通:03 - 5521 - 8285